

マイナンバーカードについて

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

マイナンバーカードはマイナンバーの確認と本人確認が1枚のできるカードです。また、マイナンバーカードで、政府が運営するWebサイト「マイナポータル」を利用することができます。マイナポータルでは、行政からののお知らせを受け取ったり、情報のやりとりの記録を確認することができます。

今月から、マイナポータルを利用できるパソコンを役場本庁舎1階、中央公民館、保健センター及び北部サービスセンターに、各1台設置しました。マイナンバーカード（電子証明書搭載）をお持ちの方はご利用いただけます。

なお、マイナンバーカードの申請書をお持ちでない方は、申請書をお渡ししますので、本人確認資料をお持ちになり、住民ほけん課戸籍住民担当までお越しください。また、マイナンバーカードを申請された方へは、順次、交付通知書（ハガキ）を送付しています。交付通知書が届きましたら、必要書類をご用意の上、必ず、本人がご来庁ください。

■必要書類

- ① 交付通知書（ハガキ） ② 通知カード ③ 本人確認書類（下記参照）
- ④ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

<本人確認書類>

- 1点で良い書類** 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、身体障害者手帳など
- 2点必要な書類** 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証など



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■受取場所/住民ほけん課

■受付日時/平日 午前8時30分～午後5時

第2・4日曜日 午前9時～午後1時

※なお、マイナンバーカードの申請は任意となっております。マイナンバーカードと通知カードはマイナンバーを証明する書類となりますので、大切に保管してください。

※施設への入所や長期入院などの理由により、ご本人が窓口へお越しただけでない場合は事前にお電話（☎ 991-1866）でご相談ください。

※15歳未満の方は、親権者の方と一緒にそれぞれの方の本人確認資料をご持参いただき、窓口へお越しください。また、親権者の方と一緒に住まいでなく、かつ、松伏町が本籍地ではない方は戸籍謄本もご持参ください。

町長コラム

あいさつ 挨拶



鈴木勝

朝早く歩いていた時、中学生の男の子から「おはようございます」と挨拶をされました。私が町長と知ってか、知らないでは分かりませんが、とっても気持ちが良い思いをしました。

早朝散歩などをする方々は、「早朝」という共通点があるので、誰へだてなく挨拶することができます。

西洋などの握手は手に何も持ってないことを示して、手を握り合うそうです。日本人の頭を下げるあいさつはアジアでは数か国で見ら

れます。この風習はどこから来たのでしょうか。頭頂部を見せることによって相手の警戒心を和らげる効果があるのではないかと、思います。

挨拶の挨には「近づく」という意味があり、拶には「せまる」という意味があります。とにかく挨拶をすると身近になり、親しくなります。

挨拶は早くしたほうが気持ち良く、後からすると気まずい時があります。小学生・中学生の登校時には「いってらしゃい」、下校時には「おかえり」と地域みんなで挨拶ができる町をつくりましょう。